

[椿ショートステイ]利用料金表

社会福祉法人天寿園会①短期ユ
令和1年10月1日改定

【併設型ユニット型個室】①②③④⑤を合計し、利用日数の目安にしてください。(本表は自己負担割合が1割と2割と3割の方の例)

① 基本料金

要介護区分	単位数	＜負担割合1割の方＞			＜負担割合2割の方＞			＜負担割合3割の方＞		
		自己負担(1割)			自己負担(2割)			自己負担(3割)		
要支援1	514	560円			1,119円			1,678円		
要支援2	638	695円			1,389円			2,083円		
要介護1	684	745円			1,489円			2,233円		
要介護2	751	817円			1,634円			2,451円		
要介護3	824	897円			1,793円			2,690円		
要介護4	892	971円			1,941円			2,912円		
要介護5	959	1,044円			2,087円			3,130円		

※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された割合に合わせて、ご利用者様の負担額を変更致します。

※ 町田市は地域区分が2級地ですので、1単位は10.88円になります。

②-1 その他の加算

＜負担割合1割・2割・3割の方＞

項目	加算内容	単位数	自己負担(1日)		
			1割	2割	3割
療養食加算	医師の指示による食事を提供した場合。	8	9円	18円	27円
送迎加算	片道あたりの加算	184	201円	401円	601円
看護体制加算(Ⅰ)	①特別養護老人ホームとは別に常勤の看護師1名を配置。 ②空床利用の場合:特別養護老人ホームに常勤の看護師1名を配置。	4	5円	9円	13円
看護体制加算(Ⅱ)	①看護職員を常勤換算方法で1名以上配置。 ②空床利用の場合:特別養護老人ホームに必要な看護職員の数に1を加えた数以上の看護職員を配置。	8	9円	18円	27円
夜勤職員配置加算(Ⅱ)	夜勤時間帯(18時～翌10時)における一日平均夜勤職員数が基準数に1を加えた数以上の配置となっている場合。	18	20円	39円	59円
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	サービス利用総単位数の1000分の60に相当する単位数。				
介護職員特定処遇改善加算(Ⅱ)	サービス利用総単位数の1000分の23に相当する単位数。				

※ 町田市は地域区分が2級地ですので、1単位は10.88円になります。

②-2 その他の加算(介護予防)

＜負担割合1割・2割・3割の方＞

項目	加算内容	単位数	自己負担(1日)		
			1割	2割	3割
予防短期生活介護送迎加算	片道あたりの加算	184	201円	401円	601円
予防短期生活処遇改善加算(Ⅱ)	サービス利用総単位数の1000分の60に相当する単位数。				
予防短期生活特定処遇改善加算(Ⅱ)	サービス利用総単位数の1000分の23に相当する単位数。				

※ 町田市は地域区分が2級地ですので、1単位は10.88円になります。

③ 居住費・食費

対象者		段階	1日居住費	1日食費
市町村民税非課税世帯	・第4段階の条件に該当しないこと ・生活保護受給者 ・高齢福祉年金受給者	1	820円	300円
	・第4段階の条件に該当しないこと ・申請者の前年の課税年金収入+合計所得が80万円以下の方	2	820円	390円
	・第4段階の条件に該当しないこと ・申請者の前年の課税年金収入+合計所得が80万円を超える方	3	1,310円	650円
・市民税課税者がいる世帯 ・別の世帯の配偶者が市民税課税者 ・申請者及び配偶者の預貯金等の合計額が2,000万円(単身者の場合は1,000万円)を超える方		4	2,006円	1,572円

※ 負担限度額認定証が必要になります。

④ 日常生活にかかるその他の費用

日用品・クラブ活動の材料費・クリーニング代・理美容代・医療費・その他嗜好にかかわるもの

⑤ 電気代

テレビなど居室に持ち込み利用された場合、1日 100円徴収致します。(冷蔵庫の持ち込みはご遠慮ください)

※この料金表に記載されている金額は随時変動する可能性があるものであらかじめご了承ください。